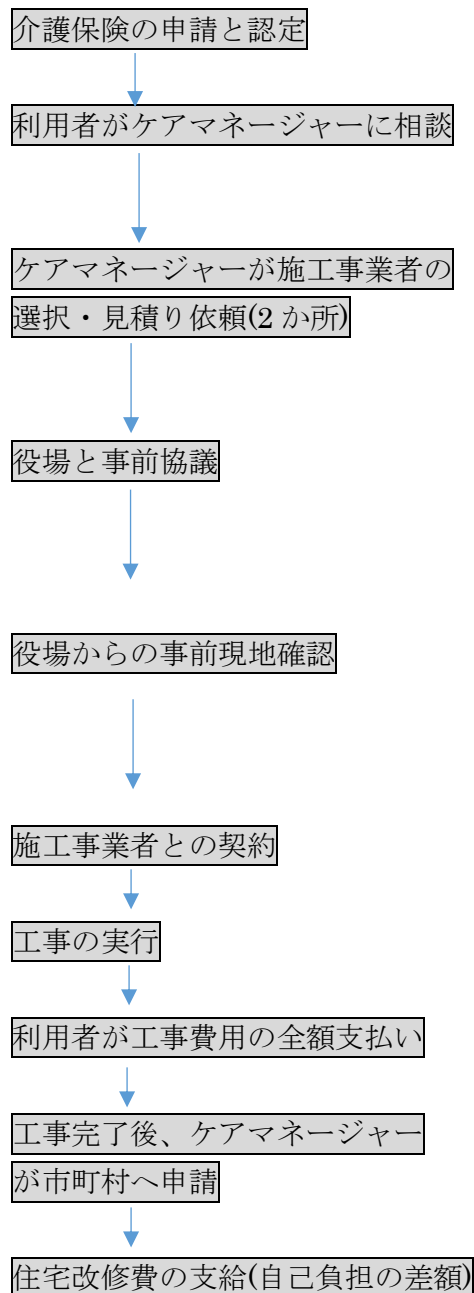


住宅改修の手続きの流れ



- ・利用者が役場に申請する。
- ・要支援、要介護 1～5 と認定された利用者がケアマネジャーに相談する。
- ・ケアマネジャーは施工業者 2 か所に見積りをとる。改修費用が 5 万円未満の場合、1 社でもよい。
- ・現地確認の訪問日調整
- ・見積り 2 か所ができた時点で事前協議をし、業者を決定する。
- ・ケアマネジャーと同伴の事前現地確認
- ・現地確認後、住宅改修の支給対象になるか否か役場からケアマネジャーに連絡が行く。
- ・ケアマネジャーと業者に連絡を取り、施工事業者との契約をする。
- ・支給申請書の記載事項の確認を行う。現地で住宅改修費支払いとなる口座番号等の確認。(2 名以上での確認が望ましい)

業者の役割

- ・ケアマネジャーの依頼後、住宅改修に必要な見積り、平面図・立面図を作成する。
- ・工事変更の場合は見積りの訂正をする。
- ・工事施工時の注意点：工事着工前後の写真の貼付がないと、住宅改修費の支給は受けられません。日付を入れて着工前後の写真を同一方向で撮ること。段差解消の改修時は、スケールをあてて撮影すること。
- ・領収書は利用者本人名で渡す。
- ・必要な書類を作成し、ケアマネジャーに渡す。
(写真・工事費用内訳書)
- ・改修が利用者に支障がある場合のアフターサービスの実施。